

# 第3回議会運営委員会記録

令和5年11月13日

【開催日】 令和5年11月13日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時50分

【出席委員】

委員長	宮本政志	委員	伊場勇
委員	大井淳一朗	委員	笹木慶之

【欠席委員】

委員	森山喜久		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
委員外議員	藤岡修美		

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 陳情書（市議会のわが党の活動への不当な介入をやめ直ちに是正措置を取られるよう要請します）について
- 2 都市計画審議会委員の選出確認について
- 3 その他

---

午前10時 開会

---

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから第3回議会運営委員会を開会いたします。本日、森山副委員長は公務のため欠席でございます。それから、本日、藤岡議員が委員外議員としての出席を求められていますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、藤岡議員お願いします。

(藤岡議員着席)

宮本政志委員長　それでは本日の付議事項の一つ目ですが、陳情書「市議会のが党の活動への不当な介入をやめ直ちに是正措置を取られるよう要請します」について、皆さん資料をお持ちと思いますが、この取扱いについて、まず高松議長からお願いします。

高松秀樹議長　10月25日に日本共産党山口県北南地区委員会、委員長三藤美智子さんから、「市議会のが党の活動への不当な介入をやめ直ちに是正措置を取られるよう要請します」という文書を議長宛てに頂きました。議長としては、この文書を議会運営委員会に諮問し、答申を受けたいと思いますので、よろしく御協議をお願いいたします。

宮本政志委員長　今、この陳情書について高松議長から議会運営委員会に諮問を受けました。この陳情書について各会派から御意見を求めたいんですが、御意見はございますか。

大井淳一郎委員　陳情の取扱いということでもいいですか。（うなづく者あり）先ほど議長から諮問されました。直ちに是正措置ということで、急を要する案件として陳情を取り扱うべきだと考えます。中身については、また後ほど議論していきたいと思います。取扱いについてはそのように思います。

宮本政志委員長　みらい21の大井委員から発言がございましたが、ほかの委員の方はいかがですか。

笹木慶之委員　先ほど大井委員からありましたように、取扱いについては議論したいと思っております。

伊場勇委員　私も両委員と同意見です。

宮本政志委員長 全員がこれを取り扱っていかうということになりましたので、実際に内容に入っていきたいと思います。全部は読み上げませんけれども、この陳情書について、まず前段の部分、つまり（１）の上の部分で御意見がございましたらお聞きいたします。

大井淳一郎委員 これにつきましては是正措置ということで、当時私が委員長でしたので、当日のことを思い起こしながら発言させていただきます。最初にありますように、「わが党２名の議員が全て了承するかのような約束を半ば強要されました。」と書いてあります。強要というのは、物の本によりますと、無理に要求することとか、無理やりさせようとするのとあります。しかし、私は委員長の立場として委員外議員の二人をお呼びして、一つ一つ項目について確認をしたところでございます。私としては、強要のつもりは一切なかったと考えます。

伊場勇委員 私も大井委員と一緒にございまして、「強要された」という表現を陳情者の方は使われておりますが、私はそういった感覚を一切持っておりません。ルールをしっかり守っていただきたいということについて、御納得いただけたと理解しております。この「強要」という言葉について、事務局の見解も少し確認させていただきたいです。

岡田議会事務局議事係主任 それでは、「強要」という言葉について御説明いたします。先ほど大井委員がおっしゃったように、一般用語としては、「無理に要求すること。無理やりさせようとする」と辞書に定義されています。また、法律用語で言うと、刑法の関係などで別の定義もございしますが、このたびは刑事事件等の関係ではございませんので、大井委員が言われましたように、一般用語としての「強要」ということで、「無理に要求すること。無理やりさせること」という意味でお使いになっていらっしゃるのではないかと考えております。

伊場勇委員 であれば、この強要されたということについては、私たちは委員会としてもそう思っていないと再度認識することができました。

宮本政志委員長 至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 先ほど来から、約束を半ば強要されたということについての解釈の議論がありました。それはそのとおりに解釈したいと思いますので、それ以上のことはありません。

宮本政志委員長 今、3会派の統一見解であることが確認できました。大井委員が最初におっしゃったのは、上の4行の内容についての、特に「強要」という部分に関して触れられましたが、ほかにはよろしいですか。例えば、前文の上から4行、そして、真ん中の「議会運営委員会の議論の背景には」からその下の「異常事態となっています。」までが中段にあって、その下が「このような状況が繰り返されるなら」から(1)のすぐ上までが前文なので、大体三つの段落になってくるんです。上の4行の部分に関しては以上でよろしいですか。

大井淳一郎委員 これは字句の確認ですけれども、2段落目、正確には3段落目かもしれませんが、「この議運の議論の背景には「日本共産党議員団をぶっ壊す」と主張する、ある政治団体の代表者が市議会に提示した陳情書が根拠となっています。」とあります。陳情書自体を審査する中でこの二人をお呼びした背景がありますので、陳情書が根拠となっているということは間違いありません。ただ、「日本共産党議員団をぶっ潰す」といった表現やある政治団体の代表者と書いてあります。これは当日も議論になったんですが、あくまでもこの陳情書は個人として出されていたものでありましたので、この辺の事実誤認があることを確認したいと思います。

宮本政志委員長 この二つに関して、事務局から何かありますか。

岡田議会事務局議事係主任 この点につきましては、この陳情書が指すものが令和4年11月18日付けで議長宛てに提出された陳情書のことであれば、今回の陳情書の中にございます「日本共産党議員団をぶっ潰す」というのは、正しくは、「共産党市議団をぶっ壊す」という内容でありました。そして、もう1点、「ある政治団体の代表者が市議会に提出した陳情書」というのは、正しくは、「市民が市議会に提出した陳情書」でありました。

宮本政志委員長 今の事務局の説明にもありますが、先ほど大井委員が言われたところに関しては、ここはもう表現が違うということですね。それと陳情書が根拠になっているのは確かに間違いないけれども、ある政治団体の代表者とありますが、これはあくまでも一人の市民からの陳情書だったので、この内容も違いますというところですけど、よろしいですか。

大井淳一郎委員 それから、前文の最後の段落ですが、これはあくまでも陳情者の主観、感想でありますので、これに対して議会運営委員会としては、議論するべきものではないと考えます。

宮本政志委員長 今、大井委員から発言ございましたが、ほかの委員の方、いかがですか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは（1）に入ってます。（1）は6行ですね。この（1）に関して御意見ございますか。

大井淳一郎委員 最初に、「委員長が裁判官のように被告に対して尋問や和解勧告を出し」とありますが、最初に述べた強要ではないということと関連するんですが、当然、私は裁判官ではありませんし、委員会の中で各事項について確認し、あくまでもルールに沿ってやっていただきたいということを要請して、共産党議員団の二人も「それは分かっている」と。

ルールに従ってやっていくということをお互い確認しただけでありますので、私は、裁判官のように判決といった形で拘束力を与えるようなことは一切ありません。

宮本政志委員長 大井委員の発言がございました。これについていかがですか。

伊場勇委員 大井委員が言われるとおりでと思います。先ほども申し上げましたとおり、大井委員長は、当時、共産党議員2人に対してそのように伝えられたと認識しております。「裁判官のように」というところは、ちょっと違うと思います。その後ですが、「全て撤回することを表明しましたので是正措置を取って頂きたい。」というところも気になるところでございまして、そもそも撤回ができるのかどうか、事務局の見解をまずお聞きしたいと思います。

宮本政志委員長 先ほどの大井委員の意見に対して、創政会は同じということですけど、至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 先ほど来から説明がありますように、適切な対応、判断がされていると解釈しておりますので、それ以上のことはございません。

宮本政志委員長 それでは、先ほど伊場委員から撤回について質問がありましたけど、事務局、それに対して説明をよろしいですか。

岡田議会事務局議事係主任 制度の面から発言の撤回が可能かどうかについて御説明させていただきます。まず、委員会での発言につきましては、不穏当な発言等をそのままにしておくことがないようにということで、市議会会議規則第123条におきまして、取消しと訂正という2種類の手段が規定されております。そして、今回陳情書にございます撤回の申出は、発言の趣旨の変更を伴いますので、制度上は取消しに当たります。取消しには委員会の許可が必要となっております。そして、もう1点、

本件におきましては、既に議会運営委員会で結論が出た事柄でございます。議会運営委員会は、基本的に、一回一回が独立しております。ただ、今回は陳情の審査ということで継続性があるとも取れますが、そうだとすると既に結論が出ている事でございますので、この点も踏まえて皆様で可否を御議論していただけたらと存じます。

宮本政志委員長　そうすると、この「撤回することを表明しました」の撤回とは、あくまでもここでは取消しを前提として議論を行ったほうが良いという解釈でいいですね。

岡田議会事務局議事係主任　はい、そのように考えます。

宮本政志委員長　今、事務局から説明がございましたけど、この（１）に関して各会派で御意見がございますか。

大井淳一郎委員　前提として、「党議員団としてはこの日の２名の議員の発言及び約束は全て撤回することを表明しました」とあります。これについての事実なんですけれども、当時の委員長でありました私のところに、このように撤回することが表明されたことは事実でございます。これについては事実でございますが、ただ、それを受けたからといって当然に取消しとなるものではなく、あくまでも議会運営委員会の中で話し合うべき事柄ですので、現委員長の宮本委員長にはその旨の引継ぎをして、今日の場合があると考えております。今からこのような撤回あるいは取消しが認められるのかということを経営運営委員会の中で議論すればよろしいと思います。

宮本政志委員長　たしかに、今、大井委員が言われたように、撤回の表明に関しては伝達がありましたので、これは共有しております。

伊場勇委員　経緯は分かりました。そして、事務局から撤回できるかどうか、

事務手続等のことについても教えていただきました。私もその認識でございまして、取消しをするということは、そもそもその発言の内容が不穏当であると、要はふさわしくないことについては、取消しや訂正といった形があるかと思えます。前回の議会運営委員会の内容を思い返し、また、見返してみると、不穏当発言の部分はどこにもなかったと認識しております。「ルールを守るようにしてください」に対して「分かりました」ということだったと思えますので、そこは撤回することと書いておりますけど、私は撤回するべきではない、要は取り消せない事項に当たると思っています。議員として責任を持って発言され、そして、議会運営委員会としてもしっかり結論を出している事柄でございますし、やはりその議会運営委員会の権威、ひいては議会の権威を守るためにも、こういった事項については議会運営委員会として撤回せずに、決まった事項を結論としてしっかり前に進むべきだと思います。

宮本政志委員長 今の伊場委員の発言に対してでもいいですが、この（１）に対して、そのほかに何か御意見はありますか。

笹木慶之委員 我々の議会運営の中でのいろいろな議論があるわけで、具体的に少し申し上げましたが、やはり議員たるものはすべからず責任を持って発言することが非常に重要であろうと思えます。したがって、そういったことを前提にした解釈を進めていくべきだと思います。

大井淳一郎委員 私も同様に当時の状況を振り返ってみますと、先ほど述べましたように、陳情書に書かれた項目について一つ一つ確認し、議員団もこれからルールに沿ってきちんとやっていくということを言うておられるやり取りに終始していますので、何ら不穏当なものではないと考えます。取消しなどについては、私も議員を長くやらせていただいていますので振り返りますと、やはり個人情報だったり差別的な発言だったり、そういったものは放置しておくで議会の権威を失するということがありました。それは議会側からのアクションもありますし、発言された方の

アクションもありますが、いずれにしてもそれをそのままにすることは妥当でないという場合にやってきた経緯があります。政治活動といっても無制限ではありませんので、ルールに沿ってやっていくことはむしろ当然のことです。それを確認したということであり、不穏当とは考えませんので、今回は委員会として取消しを認めるべきではないと考えます。

宮本政志委員長 そうしますと、（１）に関しては「是正措置を取っていたいただきたいということで締めくくっていますけど、是正措置を取る必要はないと。つまり、撤回あるいは取消しということはいたしませんということで、この議会運営委員会の決定としてよろしいですか。

笹木慶之委員 これはやはり厳格に解釈していただきたいと思うんですが、先ほど来からあるように、方向性とすれば取消しを認めないということですね。

宮本政志委員長 それでは（１）に関しましては結論が出ました。続けて（２）に行きますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではこの（２）に対して御意見がございましたら、お願いいたします。

大井淳一郎委員 ここでは、議会運営委員会が、議会外の議員や政党の政治活動に対して介入すべきではありませんと書いてあります。私も委員長として取り扱うときには、特にここは注意をしながらやらせていただきました。あくまでも項目についての事実確認をして、あくまでもルールに沿ってやっていくということを引き出したわけで、「これからあなた方は政治活動してはいけません」などとは一切言ったことはありません。政治活動は憲法上でも保障された重要な活動ではありますが、絶対無制約ではなくて、やはり公共の福祉等の制約はあるわけですので。ですから、それに基づいて管理規則など、例えば、他人の財産権を侵害してまで政党活動はできませんので、そういったことの調整の中でやられ

るべきである、そのルールに沿ってやられるべきことは当然でありまして、それについて確認しただけですので、それを超えて「あなた方は政治活動をしてはいけません」ということは一切言っていませんし、介入したつもりは、委員長としても、委員会としてもないと考えております。

伊場勇委員 大井委員がおっしゃるとおりだと思います。全て同意見でございます。この陳情書がきっかけになりまして、いろいろ事実確認をした結果、こういったことが起こりましたというところを議会運営委員会、そして、共産党市議団の方にもしっかり確認していただいて、これからこういうことがあったので、こういうふうに直していきましようというところは、皆さんでも確認したところだと思います。それについては介入ということではなくて、議会として動くべきであった事項については皆で確認して、しっかりとルールを守っていくということでございますので、政治活動や政党活動を制約していくところの表現にまでは全く至っていないと理解しております。

笹木慶之委員 本件につきましては、先ほど来から発言がありますように、あくまでもルールを守った政治活動を行うということで、適切にしていくということを厳粛にお願いしたいと思っております。

宮本政志委員長 今、皆さんの御意見をお聞きして、私も今は委員長でして、本来は公平中立な立場という大前提はもう揺るぎないんですけど、当時、大井委員長の議会運営委員会においては、私も副委員長として議会運営の打合せ等を度々しておりましたし、委員会運営も見ておりましたが、先ほどから皆さんがおっしゃるように、政治活動に対して不当な介入をされるような委員会運営というのは全くなかったというのが当時の副委員長としての私の感想です。そういうところを感じておりますので、皆さんの御意見は理解できました。（２）に関しては政治活動に対する不当な介入もなかったですし、これは無効と言わざるを得ませんというような御意見が（２）に出ていますが、無効ではないというような結論づ

けで議会運営委員会としてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
それでは（３）に入ります。（３）の最後の４行、この部分に関して御意見がございましたか。

大井淳一郎委員 最初に、このような陳情書を市議会は受理すべきではありませんという旨が書いてあります。私の認識では、請願権は憲法第１６条でも保障されておりますが、平穏になされたものであれば受理すべきと認められていると考えております。形式的な要件は満たすべきだと思いますが、それがあれば受理すべき事柄だと思いますが、事務局に現状はどのようなになっているかを確認したいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 受理につきましては、今、大井委員がおっしゃっていただいたとおりです。議長におかれましては、恣意的に受理の可否を決めることがないように、形式的要件を満たしており、平穏に提出されれば受け取るという取扱いをされておりますので、事務局としてもそのように手続をしているところでございます。

宮本政志委員長 今の事務局の説明も踏まえて、この（３）に対して御意見はございましたか。

伊場勇委員 受理のことについては、そのとおりだと思い、納得しました。なので、受理すべきではないという御意見ではございますが、平穏に提出された場合、要件を満たしていれば受け取るという取扱いが、今の議会の仕組みであると思います。続けて、その陳情を出された方についてのことでしょうけれども、「このような人物の主張に市議会が市民権を与えてはならないのではありませんか」という御意見については、そもそも議会として市民権を与える、与えないといった判断をするものではございません。これは一意見として受け取りますが、そもそも先ほど申したように、人には権利がございましたので、議会として何らそこについて、あり、なしを決めるところではないと思っています。

大井淳一郎委員 伊場委員が言われたとおり、私もそのように思います。後段の部分については、あくまでもこの方の主観でありますので、タッチすべきではない事柄ではあります。ただ、表現が「このような人物の主張に市議会が市民権を与えてはならないのではないか」という、あたかもこういった権利、人権とも言えるかもしれませんが、そういったものを否定するような表現は、やはり問題ではないかと思えます。ただ、これは市民の方というか、一般の方ですので、仮に政治家がこのようなことを言っていたら大変問題だと思えますが、あまりこれ以上は深入りしないと考えます。

宮本政志委員長 至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 (3)の2行目の部分から発言が記載されておりますが、結論から申し上げますと、「人物の主張に市議会が市民権を与えてはならないのではないか」という議論がされております。こういった問題につきましては、先ほど来からいろいろな議論がありますが、私たちはやはり慎重、真剣な対応が適切だろうと思っております。

宮本政志委員長 そうしますと、(3)に関しては一、二行目に、「陳情書そのものを受理すべきではありません。」とありますが、これに関して先ほど事務局からの説明もございましたが、「受理に問題はありません」ということを議会運営委員会の決定事項としてよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)議会運営委員会としての結論を出しましたが、この陳情書に関して、前文から(1)、(2)、(3)全体に対して何かつけ加えや御意見はございますか。(「なし」と呼ぶものあり)それでは、ここで暫時休憩したいと思います。

---

午前10時30分 休憩

---

宮本政志委員長　それでは再開いたします。続きまして、付議事項2、都市計画審議会委員の選出確認についてなんですけど、これは12月定例会の間に行うということでした。付議事項2に関して、事務局から説明してもらってよろしいですか。

山田議会事務局議事係長　付議事項2の都市計画審議会委員の選出確認についてなんですけど、前回の議会運営委員会で、私は「12月中にこの委員会の選出について決めて、任期満了後に書面を提出することになろうと思います」と申し上げました。これは勘違いでして、本日それを訂正させていただいて、改めて御説明させていただこうと思っております。では、改めて御説明します。都市計画審議会委員は、先例により、総務文教常任委員会から1人、民生福祉常任委員会から1人、産業建設常任委員会から3人選出することとなっております。各常任委員会から選出された議員は、次第書に記載したとおりになっておりますので御報告いたします。なお、都市計画審議会委員については、現在、市長から議長宛てに推薦依頼が来ておりますので、本委員会終了後、全議員にこれを周知した上で議長が推薦することになろうかと思っております。

宮本政志委員長　事務局から説明がございました。任期は来年1月1日からですね。今、5名の選出になっていきますけど、都市計画審議会委員について、何か御意見ございますか。

大井淳一郎委員　令和6年1月1日から2年間ですが、ちょうどその間に私たちの市議会の改選期がやってきます。その場合の取扱いはどのようになるのでしょうか。これまでもあったから分かると思いますが、確認したいと思います。

岡田議会事務局議事係主任　大井委員がおっしゃられたとおり、令和6年1月

1日から2年間ということは、現在の皆様の議員任期を過ぎることになります。この都市計画審議会委員の5名につきましては、議員から選出することとなっておりますので、議員資格がなくなると、失職されるという取扱いになる予定でございます。

宮本政志委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは付議事項2に関しましては、先ほど事務局から説明ありましたように全議員に周知していくということで確認しました。続きまして付議事項3、その他に入ります。

高松秀樹議長 今、本市議会においては傍聴人の写真撮影を認めております。しかしながら、現状を見てみると、写真撮影によって委員の発言、議員の発言が抑制される場面が見受けられると思っております。これにつきましては、そのようなことのないように、再度この議会運営委員会で傍聴人の写真撮影についてどうすべきかを議論していただきたいと思えます。今言ったのは、報道ではなくて、一般傍聴人に関しての写真撮影という意味でございます。

宮本政志委員長 高松議長から一般傍聴人の写真撮影について、今後、議会運営委員会で議論を進めてほしいということでした。これは過去にもしていますね。この議論について、次回以降に議会運営委員会で議論していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。議長、副議長よろしいですね。（うなづく者あり）それでは、本日の第3回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午前10時50分 散会

---

令和5年（2023年）11月13日

議会運営委員長 宮本政志